

## 令和3事業年度 監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)の令和3事業年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)の業務、事業報告書、法人単位およびすべての勘定に係わる勘定別の財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類(案)、損失の処理に関する書類(案)、及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

監事は、監査計画等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門、およびその他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。併せて、業務の実施状況等について調査し、必要に応じてヒアリングを行うなどして情報収集を行うとともに、業務実施上のリスクに係わる事項について調査を行った。また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制(財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、関連する重要会議に出席し、必要に応じて説明を求めた。子法人については、当機構には該当する子法人はない。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)並びに事業報告書(会計に関する部分)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II 監査の結果

- 1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

意見:機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け実施されていたものと認める。

- 2 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

意見:内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

業務方法書に基づき「内部統制推進の体制に関する規則」(平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 4 号)を制定して、平成 27 年度より内部統制システムの整備とその運用が開始され、リスク管理を含む内部統制システムの整備及び運用について見直しと改善が図られている。内部統制推進とリスク管理推進を一体的に推進する考え方に基づいた「機構における内部統制の現状と今後の取り組み方針」が策定され、特に管理部門における内部統制課題の抽出と解決について可視化が行われた。また、インシデント情報の共有の仕組みが運用されている。情報化統括責任者(CIO)主導による「事業・業務運営に資するICT」の実現を目指した ICT ガバナンス確立への取り組みおよび中長期目標策定への取り組み、研究開発事業における利益相反マネジメントの内部統制運用などにおいても、引き続き見直しと改善が進められた。

機構の実施する事業は多岐にわたるとともに増加しつつあり、多様な専門性が要求されている。業務運営に係わるリスク情報やインシデント情報を業務実施のPDCAにつなげるための法人全体での統合的な報告・収集・分析・共有の取り組みをさらに充実させ、適切なリスク管理を踏まえた意思決定を可能にする内部統制システムに向けた計画的な改革が、今後とも継続的に進められることを期待する。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大への対応として、理事長は、自らを対策本部長とする感染症等対策本部を設置し、勤務者の安全確保と業務継続に関する検討と対応が実施された。

また、改正国立研究開発法人科学技術振興機構法が令和 3 年 2 月 23 日に施行され、助成業務および寄託金運用業務が新業務として追加された。これに対し、運用業務担当理事の任命、運用・監視委員会の設置、資金運用本部等の事業実施体制の整備とともに、「3 線防衛」を機能させるための組織体制の見直しが迅速に実行され、資金運用業務の開始に至っ

ている。立ち上げ期にある本業務の事業運営に今後とも注視していく必要がある。

3 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

意見: 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

意見: 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

意見: 事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

### **Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見**

i) 給与水準の状況(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)、独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))

ii) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定))

iii) 理事長の報酬水準の妥当性(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))

iv) 保有資産の見直し(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定))

意見: i) については職員給与水準の適正を確認し、ii) については契約監視委員会を開催し、iii) については役員報酬規程を見直し、iv) については保有財産を見直し、不要財産を適切に処分した。以上のように、これまでの閣議決定事項については適切に対応していると認められる。なお、i) については、令和3年度年度計画に「給与水準については、国家公務員及び大学ファンドに関しては民間資金運用業界等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。なお、高度で専門的な人材

の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、当該人材の給与水準の妥当性については、国民に対して納得が得られる説明に努めるものとする。」とされており、特に大学ファンド関連の給与水準の適正について今後とも注視しておく必要がある。

令和4年6月21日

国立研究開発法人科学技術振興機構

監事 石正 茂

監事 徳永 良